

「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」 の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

令和5年2月14日

【通知先】①農林水産省、②経済産業省 【通知日】令和3年7月30日 【回答日】①令和5年2月1日、②令和5年1月27日
※改善状況は令和5年1月18日現在

背景と目的

- 木質バイオマスは、国土の約7割が森林である我が国にとって、豊富に存在する再生可能エネルギー源
- 木質バイオマスエネルギー利用の拡大は、①化石燃料からの転換による脱炭素化、②木材需要の拡大を通じた林業振興や地域活性化への波及効果が期待
- 木質バイオマス発電の拡大に伴う木材の需要増加が既存の木材利用事業者の木材の安定調達を困難にしているとの懸念

木質バイオマス発電をめぐる木材需給の実態を把握し、その制度・政策の検討に資することを目的に、発電事業者の稼働状況、新規参入による影響、都道府県の燃料調達計画の確認状況等を調査

ポイント

- 通知時、農林水産省及び経済産業省に対し求めた主な対応は、以下のとおり。
 - ① 木質バイオマス発電事業への参入希望者が作成する燃料調達計画について、都道府県が確認すべき内容等の具体化
 - ② 木質バイオマス発電事業への参入希望者等に対する情報提供の充実
 - ③ 発電事業計画の認定時に、木材の調達範囲等に応じた環境負荷を考慮するよう検討するとともに、発電事業計画の適正な履行に向け、行政のチェック機能強化を検討
- これを踏まえた農林水産省及び経済産業省の主な取組及びその効果は、以下のとおり。



- | | |
|--|--|
| ① 燃料調達計画について都道府県が確認すべき点を具体化 | → 参入希望者への審査がよりの確化・精緻化 |
| ② 林野庁ホームページ等に木材需給状況等の情報を掲載 | → 参入希望者や既存の発電事業者が発電事業の持続可能性を自ら判断可能に |
| ③ 木材の調達過程で生じる温室効果ガスの取扱いについて専門家会合で検討
発電設備の現地調査における指導・助言を強化 | → 温室効果ガスの発生見込みが少ない参入希望者のみ認可することで環境負荷が低減見込み
→ 発電事業計画の適正な履行の確保を推進 |

※ 詳細は次ページ以降のとおり。

1. 都道府県における燃料調達計画の確認の現状と課題

【制度の概要等】

- 木質バイオマス発電事業の実施に当たり、FIT/FIP制度を活用する事業の参入希望者は、再エネ特措法に基づき経済産業大臣による発電事業計画の認定が必要 ※認定に際し、経済産業大臣は農林水産大臣への協議が必要
- 発電事業計画の認定を受ける場合、併せて、燃料調達計画を策定し、提出することが必要
- 燃料調達計画の妥当性の確認について、国は都道府県に対し、協力を依頼。平成29年度に、燃料調達計画の妥当性を確認するためのチェックポイントを示した事務連絡を都道府県宛てに発出



通知（主な調査結果）

- **発電事業計画認定の是非について、広域的な観点から既存の木材需給への影響や安定調達可能性を見極めること。**
都道府県が把握できる情報の範囲を踏まえ、燃料調達計画の確認に当たって都道府県に求める役割（確認すべき内容やその手段等）を具体的に明示すること。
(農林水産省、経済産業省)

<主な調査結果>

- 発電事業者において、当初計画に比べ木材の調達範囲が拡大していた例あり
- 都道府県からは以下のような意見あり
 - i) 個々の木材供給事業者の生産体制や取引状況までの詳細は把握していない。
 - ii) 複数の都道府県からの木材調達を予定する燃料調達計画も多く、単独の都道府県だけでは判断が難しい。

主な改善措置状況

発電事業計画等の確認過程において、以下の取組によって、広域的な観点から、燃料の安定調達可能性等を見極められるよう措置した。

- 農林水産省は発電事業計画の協議に係る内部規程を改訂し、確認の際に、参入予定地の隣接都道府県における近年の木材生産量の推移等、広域の統計情報等を考慮することを必須化
- 燃料調達計画について、遠方の市町村から燃料調達する場合の理由等、都道府県が確認すべき点を詳細化
⇒ 参入希望者が、よりの確かつ精緻な審査を受けられるようになった。
- 参入希望者の説明内容や指導内容を関係都道府県で情報共有
⇒ 共通の情報を基に審査を行うことで、関係都道府県間で審査の整合性が図られるようになった。
- 都道府県の担当者に、都道府県担当者会議等を通じて、広域の木材需給情報等を定期的に提供
⇒ 定期的な情報提供がなされることで、経験の浅い職員でも確実に情報を把握できるようになった。

※ ⇒は、当省が都道府県及び既存の発電事業者から聴取した意見。以下同じ。

2. 木質バイオマス発電事業への参入希望者等に対する情報提供

【制度の概要等】

- 発電事業への新規参入には、発電事業計画の認定基準（再エネ特措法施行規則第5条第1項）に従い、既存の木材利用への影響を抑えつつ、自らの安定的な木材調達を確保することが必要



通知（主な調査結果）

- 発電事業への参入希望者が自ら地域の木材需給状況等について見通し、発電事業の持続可能性を判断できるよう、木材調達の実態に即した情報提供の充実を図ること。
(農林水産省、経済産業省)

<主な調査結果>

- 発電事業者からは、後発の木質バイオマス発電事業者の参入によって、必要量を確保するため、より遠方の事業者から燃料を調達したなど、燃料調達に苦慮した意見あり（中には、必要量を確保できず、一定期間稼働を停止した例あり）

主な改善措置状況

- 参入希望者や既存の発電事業者等に有益な木材需給等の情報を、「木質バイオマスの需給関連情報」としてまとめ、林野庁のホームページに掲載（資源エネルギー庁のホームページでも、林野庁ホームページを紹介）

<掲載している情報の例>

- ・ 木材需給の最新の動向（マンスリーレポートであるモクレポ）
- ・ 毎年度の都道府県別の木質バイオマスの利用状況（木質バイオマスエネルギー利用動向調査）

⇒ 参入希望者が、木質バイオマスエネルギー利用動向調査等の情報を基に、参入の可否を検討している。
既存の発電事業者が、モクレポを所内で毎月回覧し、木材市場の動向を把握している。



3. 発電事業計画の認定時における環境負荷の考慮とその履行の確保

【制度の概要等】

- 木質バイオマス発電では、燃料となる木材の加工及び輸送に伴い、温室効果ガスが排出
- 国は、2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）する目標を設定



通知（主な調査結果）

- 環境負荷をより低減するため、発電事業計画の認定時に木材の調達範囲や調達手段等に応じた温室効果ガス発生見込みを考慮するよう検討すること。
(経済産業省)
- 稼働期間全体にわたる発電事業計画の適正な履行の確保に向け、設備稼働後の地域の木材需給動向を見据えた適時の指導・監督等、行政のチェック機能の強化についても検討すること。
(農林水産省、経済産業省)

<主な調査結果>

- 発電事業者からは、当初予定した調達範囲では必要量が確保できないなどを理由に、主要な燃料の調達範囲が拡大したとの意見あり（中には、必要量を確保できず、一定期間稼働を停止した例（再掲）あり）



主な改善措置状況

- バイオマス燃料の調達等の過程で生じた温室効果ガスの取扱いについて、令和2年度に、専門家によるワーキンググループを設置。3～4年度は、ライフサイクルGHG（注1）について検討
令和4年度以降の新規認定は、ライフサイクルGHGが一定値以下の燃料を使用する発電事業者に限る方向で調整中。これにより、12年度以降のライフサイクルGHGが70%以上削減見込み（注2）
- 現地調査の取組方針を以下のように改訂
 - i) 燃料調達計画と稼働後の実態とが異なるなど、安定調達への支障が確認できた不適切な場合に、経済産業省が発電事業者等に注意・指導を行う旨整理
 - ii) 安定的な燃料調達の実現等のため、農林水産省が発電事業者等に対し、助言を行う旨追記

令和4年度の5か所中3か所の現地調査において、特段の理由なく、手続を経ないまま燃料調達ルートを変更していた等の例がみられたことから、経済産業省は、燃料調達計画に沿った事業運営等の指導を実施

(注) 1 「ライフサイクルGHG」とは、バイオマスの原料の栽培から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス（Greenhouse Gas）排出量の総量をいう。
2 令和12年度に想定される火力発電のライフサイクルGHGと比較した数値

木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査 の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年9月～3年7月
- 2 対象機関 調査対象機関 農林水産省、経済産業省
関連調査等対象機関 道県（19）、木質バイオマス発電事業者（22）、木材組合連合会（19）、森林組合（23）、関係団体・有識者

【通知日及び通知先】 令和3年7月30日 農林水産省、経済産業省

【回答年月日】 令和5年2月1日 農林水産省、令和5年1月27日 経済産業省
※改善状況は令和5年1月18日現在

【調査の背景事情】

- 再生可能エネルギーのうち木質バイオマスは、国土の約7割を森林が占める我が国にとって、地域に豊富に存在する再生可能エネルギー源である。木質バイオマスエネルギー利用の拡大は、化石燃料からの転換による脱炭素化や、木材需要の拡大を通じた林業振興や地域活性化への波及効果も期待される。
 - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（注）の施行以降、木質バイオマスの発電利用は拡大している。一方で、木質バイオマス発電の拡大に伴う木材の需要増加が地域の木材需給に変化をもたらすことで、既存の木材利用事業者における木材の安定調達を困難なものとし、他地域や輸入材への需要流出を生じさせるとの懸念も示されている。
 - この調査は、木質バイオマス発電の拡大による、地域の木材需給への影響等の実態を把握し、もって地域の林業振興や地域活性化に資する木質バイオマスの利用に係る制度・政策の在り方等の検討に資することを目的に実施したものである。
- （注） 同法は、令和4年4月に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に改正された。本調査及び調査の結果に基づく通知は旧法時点のものであるが、以下は再エネ特措法に基づく規定に読み替えて記載している。

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
<p>1 都道府県における燃料調達計画の確認の現状と課題 (通知要旨)</p> <p>発電事業計画（注）認定の是非について、広域的な観点から既存の木材需給への影響や安定調達可能性を見極めること。</p> <p>都道府県が把握できる情報の範囲を踏まえ、燃料の調達及び使用計画（以下「燃料調達計画」という。）の確認に当たって都道府県に求める役割（確認すべき内容やその手段等）について具体的に明示すること。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省、経済産業省）</p> <p>（注） 再エネ特措法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画</p> <p>(説明) 《制度の概要等》</p> <p>○ 木質バイオマス発電事業の実施において、参入希望者がFIT/FIP制度（注）を活用する場合、再エネ特措法第9条第1項に基づき、経済産業大臣による発電事業計画の認定が必要である。認定の際には、同条第5項の規定に基づき、経済産業大臣は農林水産大臣に対し、あらかじめ協議が必要である。</p> <p>（注） 「FIT/FIP制度」とは、電力会社が、固定価格又は国による補助額を上乗せした価格で、再生可能エネルギーにより発電された電力を買い取る制度をいう。</p>	<p>【農林水産省】 （広域的な観点からの既存事業者への影響や安定調達可能性の確認について）</p> <p>発電事業計画の認定に当たっての経済産業大臣からの協議の際、農林水産省は、従来実施している木質バイオマス発電事業への参入希望者や関係都道府県へのヒアリング結果を考慮することに加え、令和4年8月に、協議の際の確認事項等を定める内部規程を改訂した。</p> <p>具体的には、「国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会」（以下「需給情報連絡協議会」という。）（注1）で報告される地域の木材需給の情報、「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」（注2）の都道府県別の「木材チップの由来別利用量」等の情報、木質バイオマス関連事業者等との意見交換で得た素材の需給状況の情報等、これまで十分考慮していなかった情報も踏まえ、隣接都道府県の木材需給状況等も考慮した広域的な観点から、木材の安定調達や既存事業者への影響について確認を行う仕組みを設けた。</p> <p>（注） 1 「需給情報連絡協議会」とは、国産材の安定供給体制の構築に向けて、木質バイオマス発電事業者も含めた関係者が木材や苗木等の需給情報の収集・共有を図るため、林野庁及び全国7地区でそれぞれ毎年度1回～2回ほど開催する会議体である。構成員は素材生産事業者等であり、事務局は林野庁等が担っている。</p> <p>2 「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」とは、木質バイオマスエネルギーの動向を把握することで、木質バイオマスエネルギーを利用した発電設備等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資すること、我が国の木材の需給状況を明らかにする木材需給表や森林・林業基本計画等の基礎資料として活用すること等を目的として、平成28年度から年1回の頻度で農林水産省が実施している統計調査である。</p> <p>【農林水産省及び経済産業省】 （燃料調達計画の確認に当たって都道府県に求める役割を具体的に明示することについて）</p> <p>農林水産省及び経済産業省は、「FIT法に基づく国内森林に係る木質バイオマスの安定調達に関する都道府県の御協力について（依頼）」により、都道府県に対し、燃料調達計画の妥当性の確認の</p>

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
<p>○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項が示す発電事業計画の認定基準には、既存事業者のバイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがないこと、安定的な燃料調達が見込まれることなどがある。</p> <p>○ 「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」（平成 29 年 3 月資源エネルギー庁）では、バイオマス発電事業者に対し、安定的に発電を行えるよう、安定調達が可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料調達計画を策定するよう求めている。また、認定申請時に燃料調達計画と併せて、当面の間わたる燃料供給者との協定書や契約書の提出を求めている。</p> <p>○ 上記ガイドラインは、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達計画の策定に当たって、（i）既存事業者に与える影響を最小限にするように努めること、（ii）調達予定先となる全ての都道府県林政部局等への事前説明を行うとともに、燃料調達計画の妥当性に係る指導・助言を受けた場合は、適切な措置を講ずることなどを求めている。</p> <p>○ 農林水産省及び経済産業省は、「FIT 法に基づく国内森林に係る木質バイオマスの安定調達に関する都道府県の御協力について（依頼）」（平成 29 年 7 月 27 日付け資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長、林野庁林政部木材利用課長事務連絡）により、都道府県に対し、燃</p>	<p>ためのチェックポイントを示すなどしていた。令和4年8月には、都道府県による燃料調達計画の確認内容等を明確化する観点から、上記事務連絡を改訂した「再エネ特措法に基づく国内森林に係る木質バイオマスの安定調達について（依頼）」（令和4年8月30日付け20220725資省部第1号4林政利第87号資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長、林野庁林政部木材利用課長通知）を発出した。</p> <p>同通知では、上記チェックポイントに関して、木材の安定調達や近隣の木質バイオマス発電事業者、チップ加工事業者等の既存事業者の燃料調達に著しい影響を及ぼさないかとの観点を中心に、遠方の市町村から燃料調達する場合の理由等、都道府県がチェックすべき点をより詳細に示した。</p> <p>また、そのチェックの結果を受けて、参入希望者に対する指導として示すべき具体的内容を、新たに網羅的に記載した。</p> <p>さらに、広域的な観点から、木質バイオマス発電設備の稼働による既存事業者への影響の最小化を図るため、（i）既存事業者が加入している地域の事業者団体にも事前説明を行うよう、都道府県から参入希望者に対し指導すること、（ii）参入希望者の燃料調達が複数の都道府県にまたがる場合、各都道府県の燃料調達計画の確認において他県の状況を参照できるよう、林野庁を介して、参入希望者からの説明内容や指導内容の情報を関係都道府県で共有すること、また、参入希望者の安定的な燃料調達を図るため、（iii）参入希望者と燃料供給者が締結する木材供給に係る協定書の協定期間が20年以上となっていること（20年に満たない場合は契約更新時に期間を更新する等の記載があること）及び供給量の記載があることについて確認することを追加した。</p> <p>くわえて、国の審査に先んじて都道府県が行う燃料調達計画の妥当性の確認に資するよう、需給情報連絡協議会の開催結果の報告や、木質バイオマスエネルギー利用動向調査の結果などの広域の木材需給に係る情報等について、令和4年度から各都道府県のバイオマス担当者に、メールや都道府県担当者会議等の場を活用して農林水産省から定期的に提供することとした。</p>

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
<p>料調達計画の妥当性の確認に協力を求め、確認のためのチェックポイントを示すなどしている。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象発電事業者には、当初計画に比べ、木材の調達範囲が拡大していた例があった。 ○ 燃料調達計画書と併せて提出が求められる協定書については、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の下で、木質バイオマス発電に係る調達期間が20年間とされているのに対し、その協定期間が10年未満のものが8割以上を占めるほか、取引量を明示していないものも多くみられ、20年間の安定調達を必ずしも担保していないおそれがある。 ○ 調査対象道県からは、(i) 個々の木材供給事業者の生産体制や取引状況までの詳細は把握していない、(ii) 複数の都道府県からの木材調達を予定する燃料調達計画も多く、単独の都道府県だけでは判断が難しい、といった意見がみられた。 	
<p>2 木質バイオマス発電事業への参入希望者等に対する情報提供</p> <p>(通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発電事業への参入希望者が自ら地域の木材需給状況等について見通し、発電事業の持続可能性を判断できるよう、木材調達の実態に即した情報提供の充実を図ること。</p> </div>	<p>【農林水産省】</p> <p>発電事業への参入希望者が、自ら地域の木質バイオマスの利用量や素材生産量等の木材需給状況等について見通すことができるよう、農林水産省として (i) 毎年度の都道府県別の森林面積や素材生産量等を把握できる森林・林業統計要覧の情報、(ii) 木材需給の最新の動向を把握できるマンスリーレポートである「モクレポ」の情報、(iii) 毎年度の都道府県別の木質バイオマスの利用状況</p>

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
<p style="text-align: center;">(農林水産省、経済産業省)</p> <p>《説明》</p> <p>《制度の概要等》</p> <p>○ 発電事業への新規参入に当たっては、上記発電事業計画の認定基準に示されるとおり、既存の木材利用への影響を抑えつつ、自らの安定的な木材調達を確保することが必要である。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象発電事業者の中には、後発の木質バイオマス発電事業者の参入によって、木材の調達量の不足や調達価格の上昇が発生したため、より遠方の事業者から燃料を調達せざるを得なくなった例があるほか、燃料の必要量を確保できず、一定期間稼働を停止した例があった。</p>	<p>を把握できる木質バイオマスエネルギー利用動向調査の情報、(iv) 一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会による毎年度の地域ごとの燃料材の価格動向等を把握できる燃料材需給動向調査の情報、(v) 木質バイオマス発電事業者を含む林業・木材産業の幅広い関係者が意見交換や情報共有を行う需給情報連絡協議会の情報等を、「木質バイオマスの需給関連情報」として、林野庁のホームページに掲載することを開始した。また、参入希望者による発電設備の設置や燃料調達についての検討の参考となるよう、再エネ特措法に基づき認定を受けた木質バイオマス発電設備の設置状況に係る資料や、地域別、都道府県別に木質バイオマスのエネルギー利用量の状況等を示した資料を公表するなど、情報提供の充実を図った。</p> <p>さらに、既存事業者も、上記ホームページを参照することで、燃料調達計画に記載した安定的な燃料供給の計画について、内容を変更する必要性が生じていないかを確認できるようにした。</p> <p>なお、掲載された情報については、適宜更新する予定である。</p> <p>○ 林野庁ホームページ：木質バイオマスの需給関連情報 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_7.html</p> <p>【経済産業省】</p> <p>資源エネルギー庁のホームページに、上記林野庁ホームページの URL を記載している。これにより、参入希望者が、都道府県別の木質バイオマスの利用量、「モクレポ」の素材生産量等の情報を参照することで、自ら地域の木材需給状況等について見通し、発電事業の持続可能性を判断できるようにした。</p> <p>また、既存事業者も、上記ホームページを参照することで、燃料調達計画に記載した安定的な燃料供給の計画について、内容を変更する必要性が生じていないかを確認できるようにした。</p> <p>○ 資源エネルギー庁ホームページ：なっとく！再生可能エネルギー 認定手続関係 新規認定申請 事業計画認定の手続の流れ STEP2 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html</p>
<p>3 発電事業計画の認定時における環境負荷の考慮とその履行の確保</p>	

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
<p>(通知要旨)</p> <p>環境負荷をより低減するため、発電事業計画の認定時において木材の調達範囲や調達手段等に応じた温室効果ガス発生見込みを考慮するよう検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(経済産業省)</p> <p>稼働期間全体にわたる発電事業計画の適正な履行の確保に向け、設備稼働後の地域の木材需給動向を見据えた適時の指導・監督等、行政のチェック機能の強化についても検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産省、経済産業省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木質バイオマス発電には、燃料となる木材の加工及び輸送に伴う温室効果ガスの排出が避けられない。 ○ 第45回地球温暖化対策推進本部(令和3年4月22日開催)において、温室効果ガスを2030年度に46%削減(2013年度比)する目標が示された。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象発電事業者の中には、当初予定した調達範囲では必要量が確保できないなどを理由に、主要な木材の調達範囲が拡大した例があるほか、後発の木質バイオマス発電事業者の参入により燃料の必要量を確保できず、一定期間稼働を停止した例(再掲)があった。 	<p>【経済産業省】</p> <p>バイオマス燃料の調達等の過程で生じた温室効果ガスの取扱いについては、「バイオマス持続可能性ワーキンググループ」(注1)において令和2年度から専門的・技術的な検討を進めており、3年度はバイオマス燃料の栽培、製造、輸送工程等を踏まえたライフサイクルGHG(注2)の算定式や排出量の基準について整理している。令和4年4月にその中間整理として、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ 第二次中間整理」を公表した。令和4年度は残された論点である第三者認証制度の活用などのライフサイクルGHGに係る確認手段等を検討している。この検討結果を踏まえ、今後はライフサイクルGHGが54g-CO₂/MJ電力(注3)以下の燃料を使用する木質バイオマス発電事業者のみを新規認定することとしている。</p> <p>令和4年度以降の新規認定案件では、ライフサイクルGHGが54g-CO₂/MJ電力以下の燃料を使用することによって、12年度以降のライフサイクルGHGは、12年度に想定される火力発電のライフサイクルGHG(180g-CO₂/MJ電力)と比べて70%以上削減される(54g-CO₂/MJ電力以下となる)ことを見込んでいる。</p> <p>(注)1 「バイオマス持続可能性ワーキンググループ」とは、バイオマス発電に特化した固定価格買取制度の在り方を審議するための専門家による検討の場であり、林野庁や環境省がオブザーバーとして参加している。</p> <p>2 「ライフサイクルGHG」とは、バイオマスの原料の栽培から最終的な燃料利用に至るまでの、GHG(Greenhouse Gas(温室効果ガス))排出量の総量をいう。</p> <p>3 MJ(メガジュール)はエネルギーの単位。1MJは1時間に0.28kw(キロワット)の電力を発電することを意味する。g-CO₂/MJ電力とは、1MJの電力の発電に当たり排出されるCO₂の量を表す。</p> <p>【農林水産省及び経済産業省】</p> <p>発電事業計画の適正な履行の確保のため、木質バイオマス発電事業者からの定期報告による確認に加え、以下の対応を行った。</p> <p>具体的には、平成30年度から農林水産省及び経済産業省は、木質バイオマス発電事業者やチップ加工事業体、素材生産事業体等における木質バイオマス証明等の実態の把握・確認のための稼働後の設備に係る現地調査を実施(注)し、その中で、調達する木質バイオマスの由来が適正に証明されているか等について確認している。</p>

通知事項	農林水産省及び経済産業省が講じた改善措置状況
	<p>これについて、稼働後の行政のチェック機能の更なる強化のため、農林水産省及び経済産業省は、現地調査の実施に関する「木質バイオマス証明ガイドライン運用実態調査取組方針」（平成 31 年 1 月策定。林野庁木材利用課、資源エネルギー庁新エネルギー課内部規程。以下「取組方針」という。）を令和 4 年 6 月に改訂した。</p> <p>この改訂により、経済産業省は、現地調査において燃料調達計画と実施状況の整合を確認することとし、燃料調達計画に従った事業運営になっていない等、安定調達に支障が生じていることが確認できた不適切な場合には、当該木質バイオマス発電事業者に対し注意・指導を行うことを明記した。その後、改善が確認できない場合には、再エネ特措法第 12 条に基づく指導を行うこととしている。</p> <p>くわえて、農林水産省は、燃料を調達する地域において木材需給のひっ迫の懸念がある場合には、長期安定的な調達の確保の観点から、木質バイオマス発電事業者等に対して適時の助言を行うこととした。</p> <p>令和 4 年度について、農林水産省及び経済産業省は、令和 4 年 12 月末までに、5 か所の現地調査を実施した。経済産業省は、これら 5 か所の現地調査のうち、燃料の調達ルートに変更があった際の手続を特段の理由なく怠っていた等の大きな問題があった 3 か所について、計画どおりの事業又は適正な変更手続を実施するよう指導を行った。</p> <p>また、農林水産省は、現地調査において、近い将来に地域の木材需給のひっ迫が懸念される状況ではなかったものの、安定調達の重要性を踏まえ、これら 5 か所に対し、現時点で余り利用されていない短尺材や枝条等についても積極的に調達・燃料利用すべき旨を木質バイオマス発電事業者やチップ加工事業体等に対して助言を行った。</p> <p>(注) 現地調査は、取組方針に基づき、稼働開始から間もない発電設備を中心に、その関係事業者（発電事業者、チップ加工事業体、素材生産事業体等）を対象として実施している。</p>